

(平成31年4月1日)
文化庁長官決定

平成31年度以降の教科用図書等への掲載等に係る 補償金の額の算出方法

本算出方法は、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十三条第二項、第三十三条の二第二項及び第三十三条の三第二項において、教科用図書、教科用図書代替教材（デジタル教科書）及び教科用拡大図書等への著作物の掲載等に係る補償金について、文化庁長官が算出方法を定めることとされたことを受け、平成三十一年度以降の教科用図書等への掲載等に係る補償金の算出方法について、以下の通り定めるものである。

1. 教科書等掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年度における教科書等掲載補償金の額は、教科書等に掲載される著作物の種類及び当該教科書等の発行部数に応じ、平成三十一年三月二十六日文化庁告示第二十二号（平成三十年度使用教科書等に著作物を掲載する場合の補償金の額）において定めた教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、当該教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

平成三十二年以降における教科書等掲載補償金の額は、当該年度の前年度における教科書等掲載補償金の額に対し、文化庁長官が毎年度公表する教科書定価の変動率を乗じた額を、前年度の教科書等掲載補償金の額に加算し、算出するものとする。

備考一 国外の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考二 国内の著作権者に支払われる教科書等掲載補償金の額は、備考一により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

2. 教科用図書代替教材（デジタル教科書）掲載補償金の額の算出方法

平成三十一年四月八日文化庁告示第二十六号（教科書等掲載補償金の額の算出方法）において定めた算出方法に基づいて算出された教科書等掲載補償金の額（以下「教科書等掲載補償金の額」という。）を基に、以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

- 一 発行部数が一万部以上の場合
教科書等掲載補償金の額と同額とする。
- 二 発行部数が九千部以上一万部未満の場合
発行部数が一万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額と同額とする。
- 三 発行部数が八千部以上九千部未満の場合
右記二の額から、『二万部以上三万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』から『一万部以上二万部未満の場合の教科書等掲載補償金の額』を減じた額を十で除した額（以下「一千部毎の差額」という。）を減じて算出する。
- 四 発行部数が七千部以上八千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に二を乗じた額を減じて算出する。
- 五 発行部数が六千部以上七千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に三を乗じた額を減じて算出する。
- 六 発行部数が五千部以上六千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に四を乗じた額を減じて算出する。
- 七 発行部数が四千部以上五千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に五を乗じた額を減じて算出する。
- 八 発行部数が三千部以上四千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に六を乗じた額を減じて算出する。
- 九 発行部数が二千部以上三千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に七を乗じた額を減じて算出する。
- 十 発行部数が一千部以上二千部未満の場合
右記二の額から、一千部毎の差額に八を乗じた額を減じて算出する。

教科書等掲載補償金

十一 発行部数が一千部未満の場合

右記二の額から、一千部毎の差額に九を乗じた額を減じて算出する。

備考一 本告示における「発行部数」及び「部」は、必要に応じ、教科用図書代替教材の「利用者数」等と読み替えるものとする。

備考二 国外の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、十円の位を四捨五入して算出すること。

備考三 国内の著作権者に支払われる教科用図書代替教材掲載補償金の額は、備考二により算出した額に消費税相当額を加算して算出すること。

備考四 この告示の日から三年を経過した場合において、教科用図書代替教材に掲載される著作物の利用の態様及び利用状況等を勘案し、必要があると認めるときは、この告示の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。